

資 料

〔 社会保障・税に関わる番号制度
～税務分野での検討課題～ 〕

平成 23 年 2 月 1 日

目 次

・ 「番号制度」を税務面で利用する場合のイメージ	1
・ 税務面で利用する「番号」が最低限満たすべき要件	2
・ 主要国における税務面で利用されている番号制度の概要	3
・ 課題① 法定調書の拡充	4
・ 法定調書の現状	5
・ 法定調書の活用（現行）と問題点	6
・ 主要国における法定資料制度の概要（個人）	7
・ 法定調書の拡充と事業所得の情報把握との関係	8
・ 個人所得課税に関する論点整理（抄）	9
・ 課題② 税務当局への提出資料の電子化の促進	10
・ 税務署提出資料に係る電子化の促進	11
・ その他の課題	12
・ 平成 23 年度 税制改正大綱（抄）	13
・ 「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針 概要」（抄）【付番】	15
・ 「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針 概要」（抄）【今後のスケジュール】	16
・ 「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針 概要」	17

「番号制度」を税務面で利用する場合のイメージ

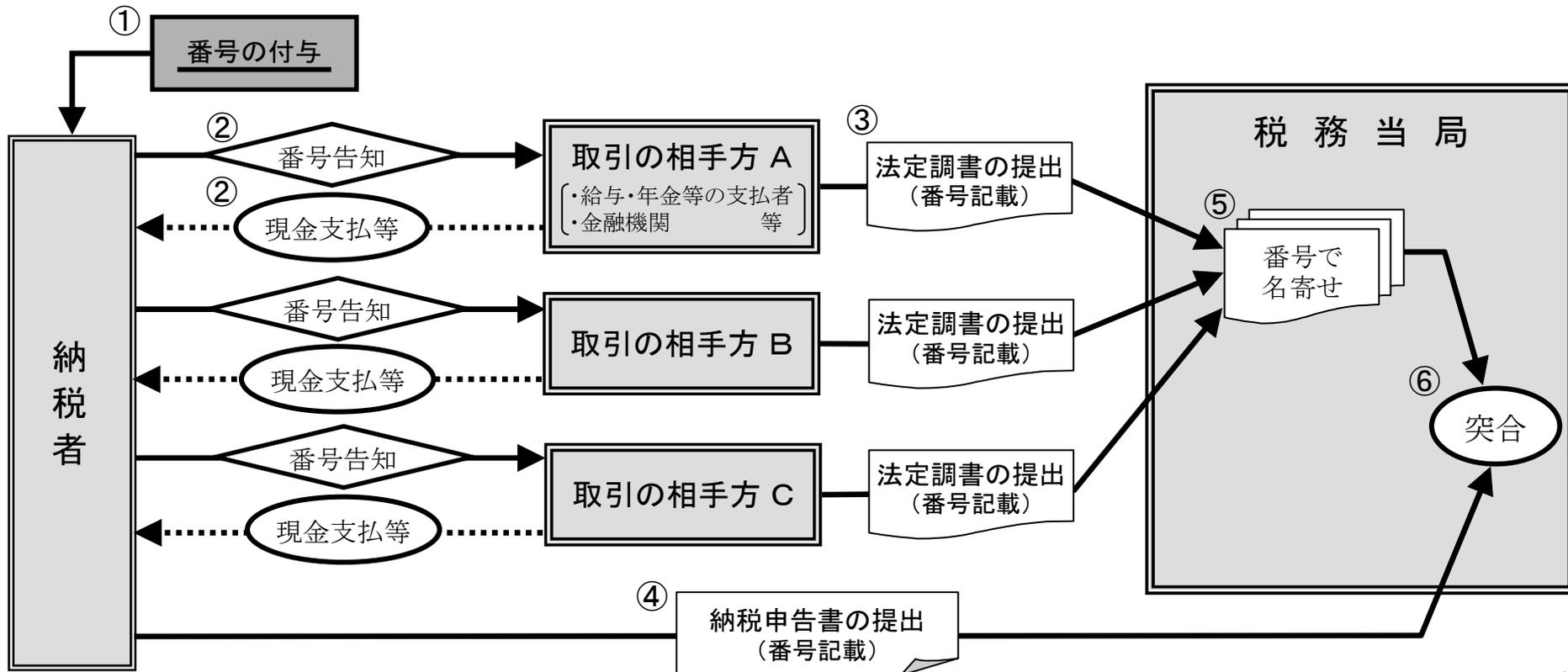
税務面における「番号制度」とは、国民一人一人に一つの番号を付与し、

(1) 各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に番号を「告知」すること

(2) 取引の相手方が税務当局に提出する資料情報(法定調書)及び納税者が税務当局に提出する納税申告書に番号を「記載」すること

を義務付ける仕組みである。

これにより、税務当局が、納税申告書の情報と、取引の相手方から提出される資料情報を、その番号をキーとして集中的に名寄せ・突合できるようになり、納税者の所得情報をよりの確に把握することが可能となる。



税務面で利用する「番号」が最低限満たすべき要件

① 「国民一人一人に付番されていること」

(課税の公平を確保できるよう、課税所得を生じうる者一人一人に付番されていること)

② 「一人一番号が確保されていること」

(番号による名寄せ・突合が効率的かつ正確に行えるよう、納税者の住所、氏名の変更が速やかに把握され、一の納税者に対し同じ一つの番号が付与されている関係が確保されていること)

③ 「民一民一官の関係で利用できること」

(納税者本人(民)が取引相手方(民)に番号を告知し、取引相手方(民)がその番号を記入した法定調書を税務当局(官)に提出するという「民一民一官」の関係で利用できる番号であること)

④ 「目で見える番号であること」

(取引相手方(第三者)が、法定調書に記載すべき納税者本人の番号を容易に確認できるよう、目で見える番号であること)

主要国における税務面で利用されている番号制度の概要（未定稿）

（2011年1月現在）

	番号の種類	適用業務	付番者（数） ^(注2)	人口 ^(注4) (2009年現在)	付番維持 管理機関	現行の付番根拠法	税務目的 利用開始年
社会保障番号を活用	イギリス	国民保険番号 (9桁)	税務(一部) ^(注1) 、社会保険、年金等	非公表	6,179万人	雇用年金省 歳入関税庁	社会保障法 1961年
	アメリカ	社会保障番号 (9桁)	税務、社会保険、年金、選挙等	約4億4,700万人 (累計数)	3億701万人	社会保障庁	社会保障法 1962年
	カナダ	社会保険番号 (9桁)	税務、失業保険、年金等	約4,188万人 (累計数)	3,374万人	人的資源・技能 開発省	雇用保険法 1967年
住民登録番号を活用	スウェーデン	住民登録番号 (10桁)	税務、社会保険、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	929万人	国税庁	個人登録に関する 法律 1967年
	デンマーク	住民登録番号 (10桁)	税務、年金、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	552万人	内務省 中央個人登録局	個人登録に関する 法律 1968年
	韓国	住民登録番号 (13桁)	税務、社会保険、年金、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	4,875万人	行政安全部	住民登録法 1968年
	フィンランド	住民登録番号 (10桁)	税務、社会保険、住民登録等	全住民	534万人	財務省 住民登録局	住民情報法 1960年代
	ノルウェー	住民登録番号 (11桁)	税務、社会保険、住民登録、選挙、 兵役、諸統計、教育等	全住民	483万人	国税庁登録局	人口登録制度に関する法律 1971年
	シンガポール	住民登録番号 (1文字+8桁)	税務、年金、住民登録、選挙、兵 役、車両登録等	全住民	499万人	内務省 国家登録局	国家登録法 1995年
	オランダ	市民サービス番号 (9桁)	税務、社会保険、年金、 住民登録等	全住民	1,651万人	内務省	市民サービス番号法 2007年 ^(注5)
税務番号	イタリア	納税者番号 (6文字+10桁)	税務、住民登録、選挙、兵役、許 認可等	約6,323万人	6,019万人	経済財政省	納税者登録及び納税義務者の 納税番号に関する大統領令 1977年
	オーストラリア	納税者番号 (9桁)	税務、所得保障等	約3,099万人 (累計数) ^(注3)	2,196万人	国税庁	1988年度税制改正法 1989年
	ドイツ	税務識別番号 (11桁)	税務	約8,100万人	8,174万人	連邦中央税務庁	租税通則法 2009年

(参考) フランスには、納税者番号制度はない。

(注1) イギリスでは、給与源泉徴収や個人非課税貯蓄など一部の税務で国民保険番号が利用されている。

(注2) 付番者数は、アメリカ、ドイツは2008年、他の国は2007年の値。

(注3) オーストラリアでは、個人及び法人に同一体系の納税者番号が適用されている。

(注4) 人口は“Monthly Bulletin of Statistics”（国際連合）による。

(注5) オランダでは、もともと1986年に税務番号が導入され、1988年以後は、税務・社会保障番号として、税務・社会保障目的で利用されていた（財務省所管）。

課題①・・・法定調書の拡充

- 「番号制度」を税務面で利用することで、法定調書の名寄せの精度が高まり、また、申告書との突合や分析の効率化も期待できる。これにより、所得把握の精度が向上するとともに、調査先の的確な選定にも資する。また、これらを通じ、納税者への牽制効果も高まるものと期待される。
- 加えて、番号が利用できるようになれば、これまで名寄せの難しさ等から収集の対象とすることが難しかった情報についても活用の可能性が生まれる。
- このような番号導入の効果を一層活かすためにも、情報収集の充実に向け、法定調書の拡充について検討が必要。

法定調書の現状

<現行の法定調書の提出枚数(上位10種)>

順位	区 分	主な提出義務者	提出枚数(枚)
1	オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書	証券会社	10,007万
2	配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書	株式会社	7,797万
3	公的年金等の源泉徴収票	社会保険庁	3,582万
4	特定口座年間取引報告書	金融商品取引業者	2,549万
5	先物取引に関する支払調書	証券会社	2,266万
6	給与所得の源泉徴収票	給与等の支払者	1,913万
7	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	報酬、料金等の支払者	1,511万
8	生命保険契約等の一時金の支払調書	生命保険会社	940万
9	生命保険契約等の年金の支払調書	生命保険会社	851万
10	不動産の使用料等の支払調書	不動産を賃借する法人等	561万
全種類の法定調書の合計			3億5,010万

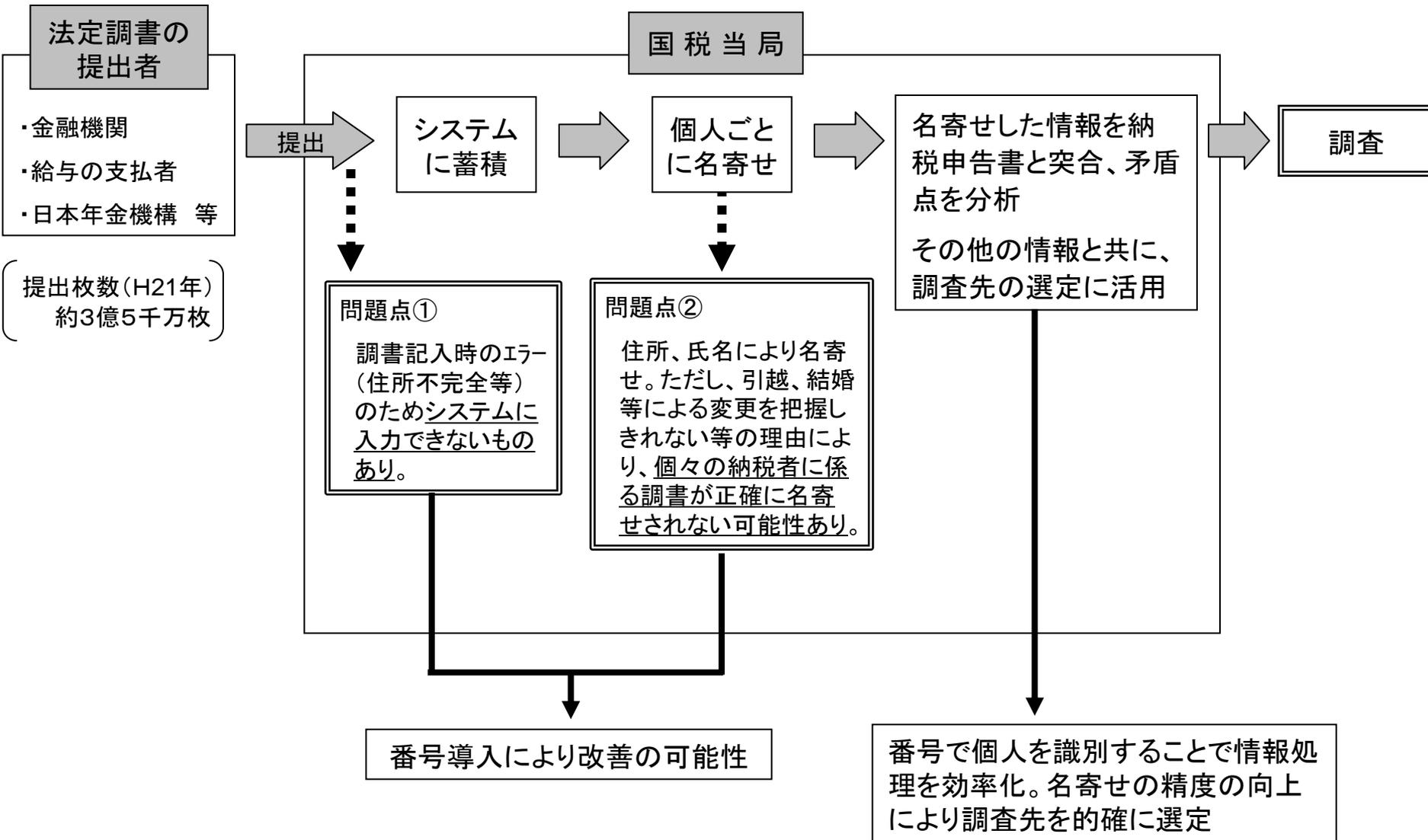
(注)国税庁調べ(平成21年7月から22年6月までの計)。なお、現行の法定調書は54種類。

<現行の法定調書の提出者数(上位3区分)>

区分	提出すべき者	提出者数
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	報酬、料金等の支払者	234万
給与所得の源泉徴収票	給与等の支払者	216万
不動産の使用料等の支払調書	不動産を賃借する法人等	124万

(注)国税庁調べ(平成21年7月から22年6月までの計)。なお、提出者数については、給与の支払事務が支店単位で行われている場合には、本店と支店の延べ件数となっていることに留意。

法定調書の活用(現行)と問題点



主要国における法定資料制度の概要(個人)

(2010年12月現在)

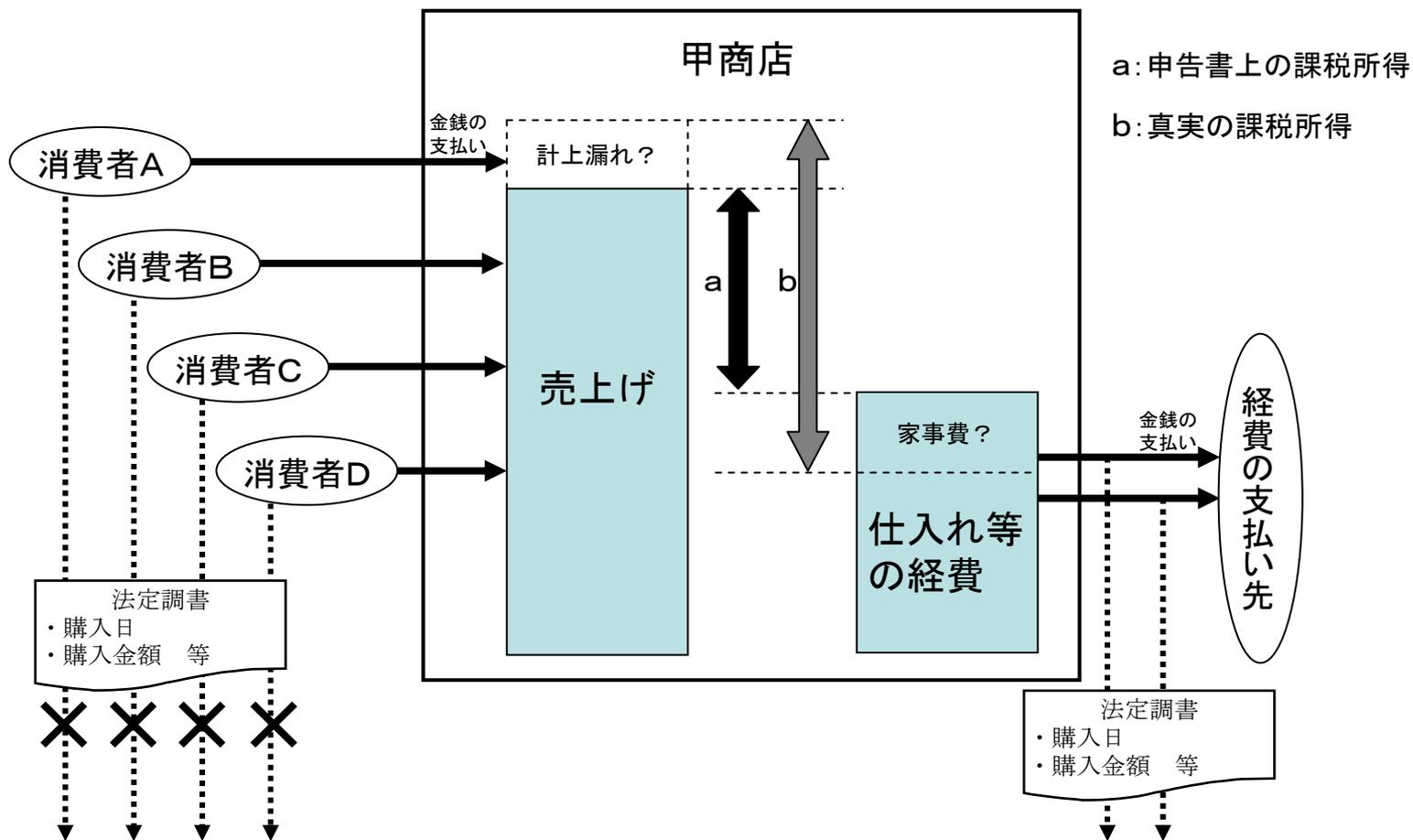
		日 本	アメリカ	イギリス(注1)	オーストラリア	フランス
フ 口 ク	金融所得					
	・ 利子	× (源泉分離課税)	○	○	○	○
	・ 配当	○	○	○	○	○
	・ 株式譲渡	○	○	○	○	○
	事業所得	×	×	×	×	×
	給与所得	○	○	○	○	○
	不動産譲渡	○	○	○	×	○
	国内送金、預金の入出金	×	○	×	× (注2)	×
	海外送金	○	○	×	× (注2)	× (但し、記録保存義務あり)
ス ト ツ	金融資産					
	・ 預貯金口座開設	×	× (但し、記録保存義務あり)	×	○	○
	・ 株式保有	×	×	○	×	×
ク	不動産	×	×	×	×	×
	貴金属	×	×	×	×	×
	海外資産	×	○	○	×	○

- (備考) 1. 「法定資料」とは、取引の内容等を記載した資料を税務当局に提出することを義務付けている資料をいう。
 2. 上記法定資料の有無は、主なものについて記載しており、一定の提出省略範囲等があることに留意する必要がある。
- (注) 1. イギリスにおいては、法定資料の提出義務者は、税務当局の求めに応じて、法定資料を提出しなければならない。
 2. オーストラリアにおいては、「国内送金、預金の入出金」及び「海外送金」に係る一定の取引について、マネーロンダリング及びテロ資金対策のための政府機関に対する報告義務が設けられているところ、その情報を税務当局も利用することができる。
 3. ドイツには、法定資料制度は原則として存在しないが、代替的役割を果たし得る制度として、関係者の情報提供、官庁間の相互協力、裁判所及び連邦、自治体の諸官庁の課税情報の通知義務がある。

(参考) 納税者番号	なし	あり	あり(注)	あり	なし
------------	----	----	-------	----	----

(注) イギリスにおいては、国民保険番号(National Insurance Number)が税務目的の一部用いられている。

法定調書の拡充と事業所得の情報把握との関係



a: 申告書上の課税所得

b: 真実の課税所得

事業者の売上げを把握するため、一般消費者の日常的な金銭の支払いについて法定調書の提出を求めることは極めて困難

仮に経費に係る法定調書の提出を受けたとしても、その支出が仕入れであるのか、家事費であるのかまでは確認できない(税務調査などの別途の確認が必要。)

6. 納税環境の整備

(1) 納税者番号制度

ロ) 一方、諸外国の経験を超えて、事業所得に関しても納税者番号制度を活用することができないかという議論がある。税務当局が、個々の個人事業者の事業所得を正確に把握するためには、個々の事業者の収入(売上げ)や必要経費(仕入れ及び間接経費)の額を把握する必要がある。売上げを把握するためには、当該納税者の取引相手方である代金の支払い者が番号付きの資料情報を税務当局に提出する必要がある。こうした仕組みを事業者間取引に導入し、事業所得の捕捉に役立てることは想定し得よう。しかしながら、一般の消費者を顧客としている小売業やサービス業にかかる売上げを把握するため、消費者が番号付きの資料情報を税務当局に提出することは実際問題としては不可能である。このように、納税者番号制度を用いた事業所得の把握には自ずから限界があることを認識せねばならない。なお、上述の金融所得課税における必要性とは離れて、金融資産に係る情報について税務当局が把握できる制度とすれば、所得の間接的な把握には役立つこととなろう。

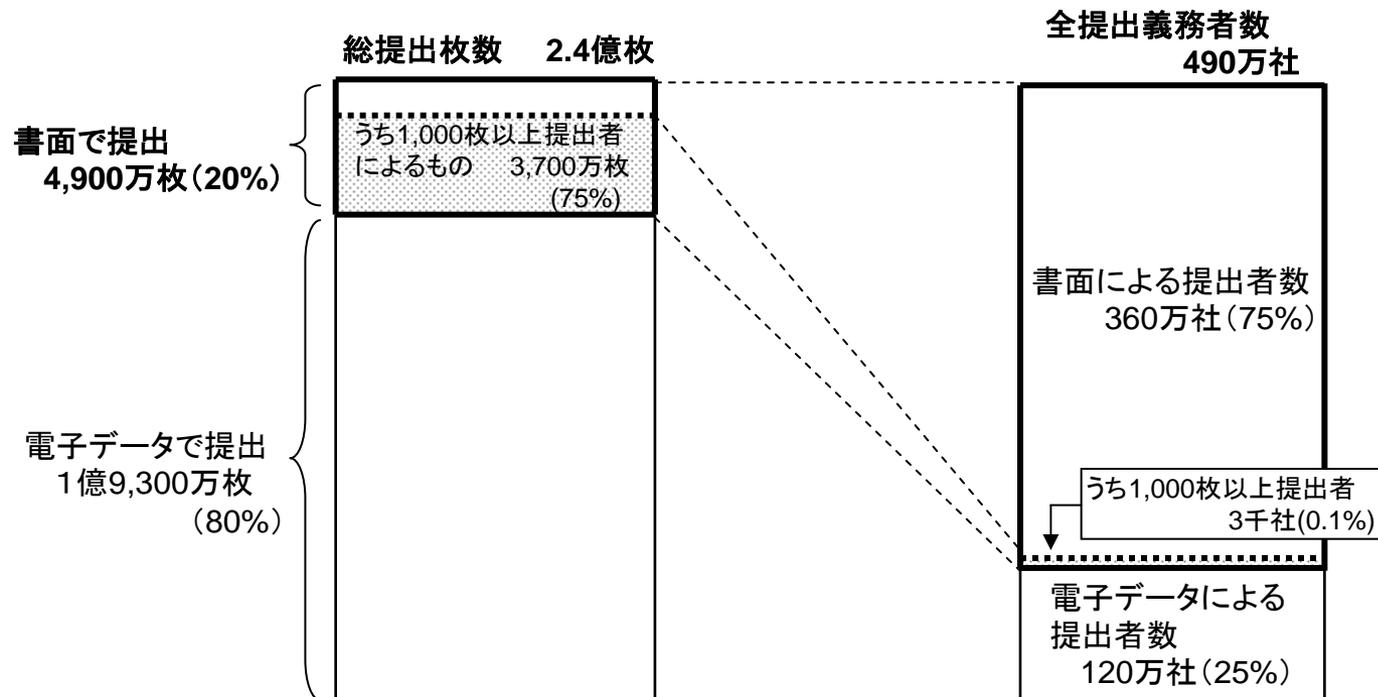
納税者番号制度さえあれば、適正・公平な課税が全面的に実現するという誤解が一部に見られる。しかしながら、例えば、ある納税者の売上げの額が把握できたとしても、その売上げが取引相手方にとって仕入れであるのか家事関連経費であるのかまではチェックできない。このように、納税者番号制度には、取引の全てを把握できるかといった量的な面に加え、個々の取引の質的な把握という面でも限界があることを念頭に置き、官民を通じたコスト・ベネフィットの観点にも十分留意していく必要がある。

課題②・・・税務当局への提出資料の電子化の推進

- 番号を導入し税務当局において効率的・効果的に情報処理を行うためには、その前提として、情報の電子データ化が求められる。
- しかしながら、現状においては、税務当局への提出物の大宗について手書きと電子データのいずれもが認められており、書面で提出されたものは別途電子データへ変換する作業を行っている。
- このような問題をできるだけ早期に改善し、また、将来の番号導入に備えた環境整備を進めるため、提出者の負担や移行期間等にも配慮しつつ、税務当局への提出資料について電子データでの提出義務付けを進める。

税務署提出資料に係る電子化の促進

【現状(21.7~22.3)】



【23年度改正案】

基準年(前々年)の提出枚数が1,000枚以上である法定調書については、光ディスク等又はe-Taxによる提出を義務付ける(26年1月以降の提出分から)。

	【現状】	【義務付けによる変化】
総提出枚数	2.4億枚	
うち電子データ	1.9億枚(80%)	2.3億枚(95%)

その他の課題

○税務行政における電子化の推進と情報連携の効率化

- ・番号を利用し、税務手続の利便性をどう向上させるか。また、税務行政の効率化をどう進めるか。

(参考) 利便性向上に向けた取組(イメージ)

- ・確定申告などでの添付資料を簡略化する。
- ・確定申告などで参考となる情報を集約して提供する。
- ・国と地方が提出を求めている支払調書について、電子的な提出先を1箇所とする。

○法定調書への正確な番号記載の確保

- ・法定調書の提出義務者から番号を尋ねられた納税義務者が、自らの不利益になることを懸念して番号の告知を拒否することや、虚偽の番号を告知することが予想される。

このような問題に対応し、法定調書の提出義務者が、円滑に正確な番号を聞き取れるようにするためどのような措置を講ずるか。

(参考) アメリカ : 番号を告知しなかった場合、高率の源泉徴収、扶養控除等の否認、罰金(申告書1件につき50ドル)のペナルティ

○情報連携の強化に伴うプライバシー保護の徹底

- ・税務情報に係るプライバシー保護は極めて重大と考えられる中、どのような範囲で他の行政機関等との情報連携を行うか。
- ・税務当局から情報提供を受けた公務員等について、守秘義務遵守をどう確保するか。

平成 23 年度税制改正大綱（抄）

〔平成 22 年 12 月 16 日〕
閣 議 決 定

第 2 章 各主要課題の平成 23 年度での取組み

1. 納税環境整備

納税者の立場に立って納税者権利憲章を策定するとともに、税務調査手続の明確化、更正の請求期間の延長、処分の理由附記の実施等の措置を講じることとし、国税通則法について昭和 37 年の制定以来、最大の見直しを行います。

国税不服審判所の改革については、納税者の簡易・迅速な権利救済を図り、審理の中立性・公正性を高める観点から、行政不服審査制度全体の見直しの方向を勘案しつつ、不服申立ての手続、審判所の組織や人事のあり方について見直しを進めていきます。

社会保障・税に関わる番号制度については、早期の制度導入に向け、「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」を中心に速やかに検討を進めるとともに、税務面においても積極的な検討を行います。

（7）社会保障・税に関わる番号制度

社会保障・税に関わる番号制度（以下「番号制度」といいます。）は、主として給付のための制度であり、①真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実とその効率化を図りつつ、②国民の負担の公正性を担保し、制度に対する国民の信頼を確保するとともに、③国民の利便性の更なる向上を図るために不可欠なインフラとして可能な限り早期に導入することが望ましいものと考えます。

本制度については、「政府・与党社会保障改革検討本部」の下に設けられた「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」の「中間整理」（平成 22 年 12 月 3 日）において、①幅広い行政分野での利用を視野に入れつつ、まずは税と社会保障分野から利用を開始する、②住民基本台帳ネットワークを活用した新たな番号を使用する、③データベースの管理方式については分散管理方式を

前提に検討し、番号の管理方式については一元管理又は分散管理とすべき具体的分野について今後検討を進める、④付番機関については、社会保障制度や税制の改革の方向性に照らして「歳入庁の創設」の検討を進めるとともに、「まずはどの既存省庁の下に設置すべきか」について、他の論点の方向性に鑑みつつ、検討を進める、⑤個人情報保護の徹底については、最低限、「自己情報へのアクセス記録の確認」、「第三者機関の設置」、「目的外利用防止に係る具体的法原則明示」、「関係法令の罰則強化」を実施する方向で検討する、という目指すべき方向性を明らかにしたところです。また、スケジュールについては、「社会保障改革の推進について」（平成22年12月14日閣議決定）に基づき、来年1月を目途に基本方針をとりまとめ、さらに国民的な議論を経て、来秋以降、可能な限り早期に関連法案を国会に提出できるよう取り組むこととしています。今後、このような方針に即し、早期の制度導入に向け、実務検討会を中心に速やかに検討を進めます。

税務面において番号制度を活用するには、①各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に番号を「告知」すること、②取引の相手方が税務当局に提出する法定調書及び納税者が税務当局に提出する納税申告書に番号を「記載」すること、が必要となります。これにより税務当局は、法定調書と納税申告書の情報を、番号をキーとして名寄せ・突合することが可能となります。

その前提として、番号は、少なくとも、①国民一人一人に一つの番号が付与されていること、②納税者が取引の相手方に告知できるよう、民一民一官の関係で利用でき、また、目で見て確認できること、③常に最新の住所情報と関連付けられていること、という条件を満たす必要があります。

税務面において、番号制度がこのような役割を果たしていけるよう、実務検討会での議論と並行して、①法定調書の拡充、②税務当局への提出資料の電子データでの提出の義務付け、③税務行政における電子化の推進と情報連携の効率化、等の課題について積極的に検討を進めます。また、制度全体についての議論の進捗状況を踏まえ、①法定調書への正確な番号記載の確保策、②税務情報についてのプライバシー保護の徹底策、といった課題についても検討を進めます。

なお、検討に当たっては、番号を利用しても事業所得や海外資産・取引情報の把握には限界があることについて、国民の理解を得ていく必要があります。

「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針 概要」(抄)

〔平成 23 年 1 月 31 日
政府・与党社会保障改革検討本部決定〕

付 番

○「番号」に何をを使うか

個人：住民基本台帳ネットワークを活用した新たな番号

※「番号」の名称は国民の公募により決定

法人：商業・法人登記の申請に係る会社法人等番号を活用した番号

○「番号」は誰に付番され、どの機関が付番を担うか

付番機関については「歳入庁の創設」の検討を進める

個人：住民票コードの付番履歴を有する日本国民及び中長期在留者、特別永住者等の外国人住民

※当分の間、付番及び情報連携基盤を担う機関の所管は総務省

法人：商業・法人登記の申請に係る会社法人等番号を有する法人、法人税の納税義務を有する人格なき社団等

※当分の間、付番を担う機関の所管は国税庁

「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針 概要」(抄)

〔平成 23 年 1 月 31 日
政府・与党社会保障改革検討本部決定〕

今後のスケジュール

平成 23 年(2011 年)1 月	基本方針
3 月～4 月	「社会保障・税番号要綱」(仮称)の公表
6 月	「社会保障・税番号大綱」(仮称)の公表
秋以降	可能な限り早期に「番号法(仮称)」案、関係法律の改正法案を提出

※番号制度の導入時期は制度設計や法案の成立時期により今後変わり得るが以下を目途とする

平成 26 年(2014 年)1 月	第三者機関設置
6 月	全国民に「番号」配布(ICカードの国民への配布を検討)
平成 27 年(2015 年)1 月	税務分野等のうち可能な範囲で利用開始
以降	段階的に利用範囲を拡大

社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針 概要 ①

— 主権者たる国民の視点に立った番号制度の構築 —

平成23年1月31日
政府・与党社会保障
改革検討本部 決定

理念

番号制度

- 複数の機関に存在する個人の情報が**同一人の情報であること**の**確認を行うための基盤**
- 国や地方公共団体等が国民一人ひとりの情報をより的確に把握し、国民が国や地方公共団体等のサービスを利用するための**必要不可欠な手段**

- ①より公平・公正な社会の実現
- ②社会保障がきめ細やか且つ的確に行われる社会の実現
- ③行政に過誤や無駄のない社会の実現
- ④国民にとって利便性の高い社会の実現
- ⑤国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会の実現

番号制度に必要な3つの仕組み

付番

新たに国民一人ひとりに唯一無二の民・民・官で利用可能な見える「番号」を最新の住所情報と関連づけて付番する仕組み

番号制度

情報連携

複数の機関において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、紐付けられた情報を活用する仕組み

本人確認

個人や法人が「番号」を利用する際、利用者が「番号」の持ち主であることを証明するための本人確認(公的認証)の仕組み

国民が自己情報を確認し、行政機関等からのサービスを受けられるようにする

○インターネット上にマイ・ポータル(仮称)を設置

- ・自己情報へのアクセス記録の確認
- ・行政機関等からの情報提供によるサービス享受



個人情報保護の方策

- 具体的方策について、今年5月を目途に一定の結論を得るよう検討を進める
 - ①自己情報へのアクセス記録の確認を法的に担保する規定の在り方、
 - ②第三者機関の在り方、
 - ③「番号」の目的外利用・提供の制限を明示、
 - ④関係法令の罰則の強化、
 - ⑤プライバシーに対する影響評価の実施とその結果の公表を行う仕組み
- 特定の分野(例えば金融、医療等)については、法律上措置すべき個人情報保護方策の有無等につき、個人情報保護WGにおける検討を踏まえ、当該制度を所管する主務官庁において今年5月を目途に一定の結論を得るよう検討

今後の進め方

- 番号制度創設推進本部の設置(国民の理解を得ながら導入を推進)
 - ・全国47都道府県でシンポジウムを開催(平成23年度(2011年度)～24年度(2012年度))
- 地方公共団体等との連携
 - ・地方公共団体等の実情を踏まえながら、番号制度の実現に向けて議論・検討
- 法制の整備
 - ・内閣官房で「番号法(仮称)」を整備、関係府省で関係法律の改正等を実施
- ワーキング・グループの設置
 - ・「個人情報保護WG」及び「情報連携基盤技術WG」の設置
- 番号制度の導入に係る費用と便益
 - ・より精緻な費用の試算、番号制度導入の便益をわかりやすく国民に明示

今後のスケジュール

平成23年(2011年)1月	基本方針
3月～4月	「社会保障・税番号要綱」(仮称)の公表
6月	「社会保障・税番号大綱」(仮称)の公表
秋以降	可能な限り早期に「番号法(仮称)」案、関係法律の改正法案を提出
※番号制度の導入時期は制度設計や法案の成立時期により今後変わり得るが以下を目途とする	
平成26年(2014年)1月	第三者機関設置
6月	全国民に「番号」配布(ICカードの国民への配布を検討)
平成27年(2015年)1月	税務分野等のうち可能な範囲で利用開始
以降	段階的に利用範囲を拡大

○「番号」に何をを使うか

- 個人:住民基本台帳ネットワークを活用した新たな番号
※「番号」の名称は国民の公募により決定
- 法人:商業・法人登記の申請に係る会社法人等番号を活用した番号

○「番号」は誰に付番され、どの機関が付番を担うか

- 付番機関については「歳入庁の創設」の検討を進める
- 個人:住民票コードの付番履歴を有する日本国民及び中長期在留者、特別永住者等の外国人住民
※当分の間、付番及び情報連携基盤を担う機関の所管は総務省
- 法人:商業・法人登記の申請に係る会社法人等番号を有する法人、法人税の納税義務を有する人格なき社団等
※当分の間、付番を担う機関の所管は国税庁

○「番号」を利用できる分野

- 年金、医療、福祉、介護、労働保険の各社会保障分野、国税及び地方税の各税務分野
- ※各分野で利用されている既存の番号が当分の間並存

○情報管理

各府省等のデータベースによる分散管理方式

○情報連携の範囲

- ・「番号」と紐付けされた情報の最新化を図る仕組みについて検討
- ・利活用のための情報連携
 - 年金、医療、福祉、介護、労働保険の各社会保障分野、国税及び地方税の各税務分野
 - ※将来的に幅広い分野での活用等も配慮したシステム設計を行う
- ・情報連携基盤
情報連携基盤技術ワーキンググループにおける議論を踏まえつつ検討・整理

既存の公的個人認証及び住民基本台帳カードを改良、活用することにより本人確認を行う
※民・官、民・民で求められる適切な認証の在り方については今後検討

※情報連携基盤の不具合等発生時の対応を想定した制度設計等に留意が必要

社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針 概要 ②

－ 主権者たる国民の視点に立った番号制度の構築 －

「番号」で何ができるのか

地方公共団体から提案されている意見も尊重しつつ、引き続き利用場面の拡大を目指して検討を進める

○社会保障分野でできること

- ・ **高額医療・高額介護合算制度の改善**
自己負担の上限に達した場合、立て替え払いをすることなく、以後の医療・介護サービスを受給可能
- ・ **保険証機能の一元化**
券面に番号を記載した1枚のICカードの提示により、年金手帳、医療保険証、介護保険証を提示したものとみなす
- ・ **自己診療情報の活用**
医療、介護サービスの現場において、本人が自分の診療情報等を容易に入手・活用できるようになり、地域医療連携、医療・介護連携の基盤整備が進展
- ・ **給付可能サービスの行政からの通知**
障害のある方に対して、本人の同意に基づき利用可能な様々な施策の情報が提供される

等

○年金分野でできること

- ・ **年金制度の的確な運用**
基礎年金番号の二重付番や年金手帳の二重交付の防止
- ・ **確定申告手続の簡略化**
確定申告の際に必要な公的年金等の源泉徴収票の添付が不要となる
- ・ **所得比例年金制度の創設**
税務の所得情報を活用した所得比例年金制度を創設するための基盤ができる

等

○医療分野でできること

- ・ **確定申告手続の簡略化**
確定申告の医療費控除に必要な領収書等の書面による添付ないし保存が不要になる

等

○税務分野でできること

- ・ **所得の過少申告等の防止**
効率的な名寄せ・突合により、所得の過少申告や扶養控除のチェックが効率化し、社会保障の不正受給や税の不正還付等を防止することができる
- ・ **確定申告の際の自己情報の確認**
e-Taxで確定申告を行う際、社会保険料控除の対象となる保険料や、医療費控除額の算出に必要な情報等をマイ・ポータル（仮称）で確認することができる
- ・ **事業者負担の軽減**
国と地方にそれぞれ記載事項が共通するものを提出する義務のある一定額以上の給与、年金の支払調書について、電子的な提出先を一か所とする

等

○申請・申告等の負担が軽減できるもの（他の行政機関に出向く必要がなくなるもの）

- ・ 行政機関へ申請・申告等する場合に必要な行政機関が発行する**添付書類の省略**
 - － 給付等の申請
（児童扶養手当、母子家庭自立支援給付金、特別児童扶養手当、障害者福祉手当、特別障害者手当、労災保険の年金給付）
 - － 自己負担割合・自己上限負担額の決定
（高額療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費の自己負担限度額、高齢者に係る医療保険の自己負担割合、養護老人ホームに係る入所者負担・扶養者負担、障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービス・補装具等の自己負担、保育所・児童入所施設等の徴収金）
 - － 国税・地方税の申告等
（住宅ローン控除、住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の特例、居住用資産を買換えた場合の課税の特例、相続時精算課税の選択に係る届出、事業用資産を買換えた場合の課税の特例）

等